

令和元年 9 月市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	承認案件	5
3	議決案件	6
4	同意案件	39
5	参考図	40
6	参考資料	41

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和元年 8 月 22 日

1 報告

報告第8号 経営状況の報告について

【報告内容】

次に掲げる法人の平成30年度事業報告及び決算

- 1 豊田市土地開発公社
- 2 公益財団法人豊田市学校給食協会
- 3 公益財団法人豊田地域医療センター
- 4 公益財団法人豊田都市交通研究所
- 5 公益財団法人豊田市文化振興財団
- 6 公益財団法人豊田市体育協会
- 7 一般財団法人豊田市水道サービス協会
- 8 公益財団法人豊田市国際交流協会
- 9 公益財団法人豊田加茂環境整備公社
- 10 公益財団法人高橋記念美術文化振興財団
- 11 豊田市駅東開発株式会社
- 12 豊田まちづくり株式会社
- 13 株式会社豊田ほっとかん
- 14 豊田市駅前開発株式会社
- 15 株式会社豊田スタジアム
- 16 豊田市駅前通り南開発株式会社
- 17 株式会社とよた山里ホールディングス
- 18 一般社団法人ツーリズムとよた

【備考】

参考資料 41～43ページ

報告第9号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和元年7月3日</p> <p>豊専第32号</p>	<p>令和元年6月17日午前10時30分頃、浄水町南平地内において、公用車（水槽付き消防ポンプ自動車）を相手方店舗の駐車場に駐車させようと進入したところ、路面を陥没させたもの</p>
損害賠償額	128,520円
相手方の損害の程度	駐車場の路面の陥没
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 駐車場の路面舗装の強度を確認することなく、大型車両で乗り入れたことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 北消防署保見出張所</p> <p>3 事故の防止策 職場において、立入検査その他緊急出動を伴わない業務で出向く場合は、事前に相手方の敷地外で公用車の駐車が可能な場所を確認し、当該場所に駐車することについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和元年7月18日 豊専第34号	令和元年5月31日午前10時30分頃、白浜町地内の久澄橋において、公用車で走行中、渋滞により前方で停止した相手方車両に追突したものの
損害賠償額	268,077円
相手方の損害の程度	後部バンパー、バックドア等の損傷
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 運転手が走行中に運転から意識をそらし、前方不注視となったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 保健部感染症予防課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、走行中は運転操作及び安全確認に専念し、慎重に運転することについて、周知徹底を図った。</p>

2 工事請負契約の変更について

都市計画道路高橋細谷線（仮称）安永川橋橋りょう新設工事（その3）

区 分	金 額（単位 円）	議決議会、専決年月日等
変更前金額 （議決金額）	A 315,360,000	平成31年3月市議会定例会 議案第45号
変更後金額 （今回）	B 320,365,000	令和元年7月8日 豊専第33号
増 減 額	B－A 5,005,000	
主 な 変 更 内 容	<p>公共工事設計労務単価の引上げに伴う契約金額の変更 (1) 工事請負契約約款に基づき相手方から請求のあった 契約金額の変更に応じるもの (2) 公共工事設計労務単価が改定されたことによる。</p>	
備 考	<p>1 相手方 浅沼・今井建設共同企業体 代表者 名古屋市中村区名駅南三丁目3 番44号 株式会社浅沼組 名古屋支店 執行役員支店長 堀田 敏彦</p> <p>2 担当課 建設部河川課</p> <p>3 完成予定日 令和2年2月28日</p>	

報告第10号 平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

2 承認

承認第5号 専決処分の承認について（損害賠償額の決定）

【要旨】

小学校における死亡事故について、円満な解決を図るため、損害賠償額の決定を行った。

1 原因 小学校における死亡事故

2 損害賠償額 別紙記載のとおり

3 事故内容

(1) 事故発生日時 平成30年7月17日 午前11時50分頃

(2) 事故発生場所 豊田市立梅坪小学校 地内

(3) 事故経過 上記地内において、校外学習に参加していた児童が、学校に戻った後に意識不明となり、その後死亡するに至ったもの

【備考】

専決年月日及び専決番号

令和元年8月9日 豊専第35号

【担当課：学校教育課】

承認第6号から承認第19号まで 平成30年度決算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

3 議決

議案第91号 豊田市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

【要旨】

地方公務員法の一部改正により一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が会計年度任用職員として明確化されたことに伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定める。

1 趣旨

地方自治法第203条の2第4項及び第5項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

3 職種及び主な職務内容

会計年度任用職員の職種及び主な職務内容は、次のとおりとする。

職 種		主 な 職 務 内 容
事務	第1種	特に高度の知識経験を必要とする事務の処理
	第2種	高度の知識経験を必要とする事務の処理
	第3種	定型的な事務又は相当の知識経験を必要とする事務の処理
専門		特に高度の専門知識又は資格を必要とする事務の処理
労務		技能又は労務の提供

4 報酬

- (1) 会計年度任用職員には、報酬、費用弁償及び期末手当を支給する。
 (2) 会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額により定めるものとし、当該報酬の額は、その者の職種に応じて、次に掲げる額の範囲内で市長が定める。

職 種		報 酬 の 限 度 額
事務	第1種	月額30万円、日額1万5,000円又は時間額2,000円
	第2種	月額22万5,000円、日額1万1,500円又は時間額1,500円
	第3種	月額19万5,000円、日額9,800円又は時間額1,300円

専門	月額50万円、日額3万3,000円又は時間額5,500円
労務	月額22万5,000円、日額1万1,500円又は時間額1,500円

- (3) (1)による支給は、他の条例に規定する場合のほか、現金で行わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により行うことができる。
- (4) 会計年度任用職員から一部の費用について報酬からの控除の申出があったときは、当該費用を控除して支給することができる。

5 時間外勤務報酬

- (1) 会計年度任用職員が定められた正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた場合は、時間外勤務報酬を支給する。
- (2) 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100から100分の135までの範囲内で市長が任命権者と協議して定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

6 休日勤務報酬

- (1) 会計年度任用職員が、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始の休日」という。）並びに公務の運営上の事情により休日及び年末年始の休日以外の勤務日を当該休日に代わる日として指定された場合の当該指定日において正規の勤務時間に勤務することを命じられた場合は、休日勤務報酬を支給する。
- (2) 休日勤務報酬の額は、勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が任命権者と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

7 夜間勤務報酬

- (1) 会計年度任用職員で、正規の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間とされているものには、夜間勤務報酬を支給する。
- (2) 夜間勤務報酬の額は、勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額とする。

8 報酬の支給方法等

- (1) 会計年度任用職員の報酬（時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び夜間勤務報酬を含む。）は、月の初日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める日に支給する。
- (2) 日額又は時間額により報酬が定められた会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

- (3) 月額により報酬が定められた会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

9 市費負担准教員の報酬

3から8まで及び11にかかわらず、市費負担准教員（豊田市教育委員会が任用し、かつ、報酬を支給する教員のうち、少人数学級編制を実施する小学校又は中学校における普通学級を担任する者をいう。）として任用する者の報酬の額は、月額63万5,000円以内で豊田市教育委員会が定める。

10 費用弁償

- (1) 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、豊田市職員旅費条例に定める職員の旅費の例により費用弁償を支給する。
- (2) 会計年度任用職員が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復する際に費用を要したときは、月額5万5,000円以内において一般職の常勤の職員の通勤手当の例により算定した額の費用弁償を支給する。

11 期末手当

- (1) 会計年度任用職員には、4月及び10月のうちそれぞれ市長が定める日に期末手当を支給する。
- (2) 10月に支給する期末手当は、4月末日において1週間当たりの正規の勤務時間の合計が30時間以上との勤務条件で任用され在職している会計年度任用職員で、9月30日に至るまで引き続き在職したものに対して支給し、4月に支給する期末手当は、10月末日において1週間当たりの正規の勤務時間の合計が30時間以上との勤務条件で任用され在職している会計年度任用職員で、翌年3月31日に至るまで引き続き在職したものに対して支給する。
- (3) 4月支給分については、3月1日から同年3月31日までの間に死亡した会計年度任用職員に対しても支給するものとする。
- (4) (2)及び(3)にかかわらず、市長が別に定める基準を満たす会計年度任用職員に対しても、期末手当を支給するものとする。
- (5) 期末手当の額は、期末手当基礎額（10月支給分については4月から9月末日までの勤務に対して支給される報酬の額、4月支給分については10月から翌年3月末日までの勤務に対して支給される報酬の額の合計をそれぞれ6で除して得た額とする。）に、100分の130を乗じて得た額とする。

12 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等

3から9まで及び11にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定める。

【備考】

施行期日 令和2年4月1日

【担当課：人事課】

議案第92号 豊田市立南部休日救急内科診療所条例

【要旨】

医療提供体制の充実を図るため、豊田市立南部休日救急内科診療所を設置する。

- 1 豊田市立南部休日救急内科診療所の設置
休日における救急患者に対し、応急的な診療を行うため、豊田市立南部休日救急内科診療所（以下「診療所」という。）を豊田市和会町長田8番地1に設置する。
- 2 管理
診療所の管理は、指定管理者が行う。
- 3 診療科目
診療所の診療科目は、内科及び小児科とする。
- 4 診療日及び診療時間
 - (1) 診療日
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ウ 12月30日から翌年1月3日まで
 - (2) 診療時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 5 利用者の責務
診療所を利用する者は、診療所の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。
- 6 利用料金
 - (1) 診療所において診療を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。
 - (2) 利用料金の額は、次に掲げる診療の区分に応じ、それぞれ定める額とする。
 - ア 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療 当該法律の規定により算定した額
 - イ 自由診療又は自動車損害賠償保障法の規定に基づく診療 健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法で算定した額
 - ウ その他の法令に基づく診療 当該法令の規定により算定した額
 - (3) 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
 - (4) 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。

7 手数料

- (1) 診療所において診断書その他の文書の交付を受けようとする者は、保険医療機関及び保険医療養担当規則に規定する場合を除き、1通につき3,150円を超えない範囲内で定める額の手数料を納付しなければならない。
- (2) 市長は、特別の事由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

8 利用の制限

指定管理者は、診療所の運営上又は管理上支障を及ぼすおそれのある者に対しては、診療所の利用を拒むことができる。

9 指定管理者が行う業務

- (1) 診療所における医療の提供に関する業務
- (2) 診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) そのほか、市長が必要と認めた業務

【備考】

施行期日 令和2年7月1日

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第94号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

【要旨】

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員及び職員の欠格条項に関する規定の削除その他所要の改正を行う。

1 豊田市職員分限条例の一部改正

(1) 現に引用している条項の整理

＜現行＞ ＜令和元年12月14日以後＞

法第16条第2号 → 法第16条第1号

(2) 会計年度任用職員制度の導入に伴う休職期間の規定の追加（令和2年4月1日以後）

任命権者が地方公務員法第28条第2項各号に該当する会計年度任用職員を休職させることができる期間は任命権者が定める任期の範囲内とする。

2 豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

現に引用している条項の整理

＜現行＞ ＜令和2年4月1日以後＞

法第22条第1項 → 法第22条

3 豊田市職員懲戒条例の一部改正

会計年度任用職員制度の導入に伴う用語の整理

＜現行＞ ＜令和2年4月1日以後＞

給料 → 給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）

4 豊田市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正

現に引用している条項の整理

＜現行＞ ＜令和2年4月1日以後＞

法第22条第1項 → 法第22条

5 豊田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

会計年度任用職員制度の導入に伴う用語の整理

＜現行＞ ＜令和2年4月1日以後＞

非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） → 非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

議案第95号 豊田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、選挙管理委員会の投票管理者及び投票立会人の報酬に係る支給単位の変更及び額の改定をするとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、非常勤特別職を見直す。

1 選挙管理委員会の投票管理者及び投票立会人の報酬に係る支給単位の変更及び額の改定

職名	現行	改正後
投票管理者	日額 17,300円	時間額 1,400円
投票立会人	日額 15,700円	時間額 1,300円

2 地方公務員法の一部改正に伴う非常勤特別職の見直し（令和2年4月1日以後）

次の職を非常勤特別職から除外する。

美術館館長、交通指導員、介護認定調査員、障害支援区分等認定調査員、母子・父子自立支援員、外国語行政情報相談員、家庭相談員、消防防災専門指導員、子育て相談員、女性問題専門相談員、NPO相談員、市費負担準教員、スクールソーシャルワーカー、青少年相談指導員、青少年相談員、スクールカウンセラー、育児支援専門員、児童精神相談員、少年非行相談員、学校日本語指導員、学校図書館司書、豊田特別支援学校看護員、介護相談員、納税推進員、徴税専門員並びに市史編さん委員会本編執筆委員及び概要版執筆委員

【担当課：人事課】

議案第96号 豊田市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

【要旨】

軽自動車税の日本赤十字社に係る非課税措置の要件及び環境性能割に係る減免の要件の設定その他所要の改正を行う。

- 1 軽自動車税の日本赤十字社に係る非課税措置の要件の設定（令和元年10月1日以後）

日本赤十字社が所有し、次の事業に供する軽自動車等は、軽自動車税を非課税とする。

 - （1）救急用のもの
 - （2）巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
 - （3）血液事業の用に供するもの
 - （4）救護用の物資の運搬の用に供するもの
- 2 軽自動車税の環境性能割の減免の要件の設定（令和元年10月1日以後）

三輪以上の軽自動車の取得時に課される環境性能割について、次に該当する場合は、環境性能割を減免する。

 - （1）天災等により滅失又は損壊した軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合
 - （2）取得した直後に天災等により滅失又は損壊した場合
 - （3）歩行が困難な身体障害者又は精神障害者等（以下「身体障害者等」という。）が、自ら運転する軽自動車を取得した場合
 - （4）重度身体障害者又は精神障害者等（以下「重度身体障害者等」という。）が、当該重度身体障害者等のために生計を一にする者が運転する軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が取得した場合を含む。）
 - （5）身体障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者等が、常時介護する者が運転する軽自動車を取得した場合
 - （6）構造上身体障害者の利用に供する軽自動車を取得した場合
 - （7）専ら身体障害者が運転するための構造変更がされた軽自動車を取得した場合
 - （8）公的医療機関による救急用又はへき地巡回診療用の軽自動車を取得した場合

【担当課：市民税課】

議案第97号 豊田市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

【要旨】

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、行政財産目的外使用料の算定の際に乘じる率を引き上げるとともに、行政財産の利活用を図るため、行政財産目的外使用料の日割による算定方法を追加する。

- 1 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う行政財産目的外使用料の算定の際に乘じる率の引上げ

＜現 行＞	→	＜令和元年10月1日以後＞
100分の108		100分の110

- 2 行政財産目的外使用料の日割による算定方法の追加（令和元年10月1日以後）

使用期間が1月未満である場合は、年額を365で除した額を日額とし、日割をもって計算する。

【担当課：財産管理課】

議案第98号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い複数建築物の連携による性能向上計画認定の申請等に係る手数料の額を設定するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に係る手数料の額を改定する。

- 1 複数建築物の連携による性能向上計画認定の申請等に係る手数料の額の設定（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後）
 - (1) 複数建築物の連携による性能向上計画認定の申請の場合
申請建築物及び他の建築物につき1つの建築物ごとにそれぞれ別の申請とみなして計算した額を合算した額とする。
 - (2) 変更の申請の場合
申請建築物及び他の建築物で変更後の計画に係るもののうち変更のあるものにつき1つの建築物ごとにそれぞれ別の変更の申請（新規に他の建築物を追加する場合は新規の認定の申請）とみなして計算した額を合算した額とする。
- 2 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に係る手数料の額の改定

危険物の貯蔵最大数量	金額（円）	
	現 行	令和元年10月1日以後
10,000kl以上 50,000kl未満	1,580,000	1,590,000
50,000kl以上100,000kl未満	1,940,000	1,950,000
100,000kl以上200,000kl未満	2,260,000	2,270,000

【備考】

用語の意義

- (1) 複数建築物の連携による性能向上計画認定
複数の住宅又は建築物にエネルギーを供給し、街区単位等で高い省エネルギー性能を実現することで、建築物の容積率の特例を受けるために行う、複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請のこと。
- (2) 申請建築物
複数の住宅又は建築物にエネルギーを供給するための自他供給型熱源機器等を備えた建築物であって、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等を行うもの

(3) 他の建築物

申請建築物からエネルギーの供給を受ける建築物であって、申請建築物とともに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等を行うもの

【担当課：財政課】

議案第99号 豊田市印鑑条例の一部を改正する条例

【要旨】

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、住民票に旧氏の併記が可能になることを踏まえ、印鑑の登録の抹消要件の変更その他所要の改正を行う。

印鑑の登録の抹消要件の変更（令和元年11月5日以後）

本人の申請に基づき住民票に旧氏が記録され、当該旧氏を表した印鑑が登録されている場合において、当該旧氏に変更があったときは、職権により当該旧氏を表した印鑑の登録を抹消できることとする。

【担当課：市民課】

議案第103号 豊田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例

【要旨】

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る報告等の追加及び現に引用する条項等の整理を行う。

災害援護資金の貸付けに係る報告等の追加及び現に引用する条項等の整理

現 行	改 正 後
償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、 <u>法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定</u> によるものとする。	償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、 <u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定</u> によるものとする。

【担当課：福祉総合相談課】

議案第104号 豊田市立保育所条例の一部を改正する条例

【要旨】

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、保育料の上限額を改定するとともに、民間移管によるこども園の廃止及び幼稚園の保育所認可園への移行を行う。

1 保育料の上限額の改定（令和元年10月1日以後）

年 齢	金 額
満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	月額53,600円を上限とする。
満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	0円

2 民間移管によるこども園の廃止（令和2年4月1日）

豊田市立寿恵野こども園及び豊田市立竹村こども園を廃止する。

3 幼稚園の保育所認可園への移行（令和2年4月1日以後）

幼稚園である豊田市立住吉こども園を保育所認可園に移行する。

【備考】

関係条例
豊田市立学校設置条例

【担当課：保育課】

議案第105号 豊田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

介護保険法の一部改正に伴い、老人デイサービスセンターで行う事業及び老人デイサービスセンターの利用者が納付する利用料金の追加その他所要の改正を行う。

1 老人デイサービスセンターで行う事業の追加

現 行	改 正 後
通所介護及び第1号通所事業	通所介護又は地域密着型通所介護及び第1号通所事業

2 老人デイサービスセンターの利用者が納付する利用料金の追加

現 行	改 正 後
介護保険法第41条第4項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額又は同法第115条の45の3第2項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	介護保険法第41条第4項第1号若しくは同法第42条の2第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額又は同法第115条の45の3第2項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

【担当課：高齢福祉課】

議案第106号 豊田市こども発達センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市こども発達センターおひさまを設置するため、同センターへの外来療育施設の追加その他所要の改正を行う。

豊田市こども発達センターへの外来療育施設の追加（令和2年7月1日以後）

- (1) 豊田市こども発達センターに、障害の有無にかかわらず、発達支援を必要とする乳幼児の心身の発達を促し、保護者への子育て支援を行うための外来療育施設を置く。
- (2) 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
あおぞら	豊田市西山町2丁目19番地
おひさま	豊田市和会町長田8番地1

【担当課：障がい福祉課】

議案第107号 豊田市都市公園条例の一部を改正する条例

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、鞍ヶ池緑地に指定管理者制度を導入するとともに、公募設置管理制度により都市公園に公募対象公園施設である建築物を設ける場合の建蔽率の特例を定める。

- 1 指定管理者制度の導入（令和3年4月1日以後）
鞍ヶ池緑地を指定管理施設とする。
- 2 公募設置管理制度により都市公園に公募対象公園施設である建築物を設ける場合の建蔽率の特例の設定

通常の上限	公募対象公園施設の特例による上限
2%	12%

【担当課：公園緑地管理課】

議案第108号 豊田市消防団条例の一部を改正する条例

【要旨】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、消防団員に係る欠格条項の改正その他所要の改正を行う。

消防団員の欠格事由の改正（令和元年12月14日以後）
消防団員の欠格事由から成年被後見人又は被保佐人を削る。

【担当課：（消）総務課】

議案第114号 工事請負契約の締結について（豊田市足助プール改築工事）

【要旨】

スポーツの振興及び健康の増進を図るため、老朽化した豊田市足助プールを改築する。

- 1 契約目的 豊田市足助プール改築工事
- 2 契約金額 212,300,000円
- 3 相手方 豊田市浄水町伊保原465番地1
藤本建設株式会社
代表取締役 稲葉 俊伸
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市足助町地内
- 2 工事概要
 - (1) 構造
ア プール 25m 8コース（一般用6コース、低学年用2コース）
イ 管理棟 木造平屋建て
 - (2) 延べ面積
ア プール 448.25㎡
イ 管理棟 208.89㎡
 - (3) 内容
ア プール建築工事 一式
イ 管理棟建築工事 一式
ウ 外構工事 一式
エ 附帯電気設備工事 一式
- 3 完成予定日 令和2年7月31日

【担当課：スポーツ課】

議案第115号 工事請負契約の締結について（東梅坪橋橋りょう耐震補強工事）

【要旨】

東梅坪橋の安全性を確保するため、本橋りょうの耐震補強をする。

- 1 契約目的 東梅坪橋橋りょう耐震補強工事
- 2 契約金額 246,180,000円
- 3 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市東梅坪町地内
- 2 工事概要 橋脚コンクリート巻立て工 1基
- 3 完成予定日 令和2年7月10日

【担当課：道路予防保全課】

議案第116号 工事請負契約の締結について（都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その4））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成する都市計画道路高橋細谷線の道路改良事業の推進を図るため、本橋りょうを整備する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その4）
- 2 契約金額 324,500,000円
- 3 相手方 太啓・河木建設共同企業体
代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 申明
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市竜宮町ほか地内
- 2 工事概要 新設橋下部工 橋台1基
- 3 完成予定日 令和2年7月31日

【担当課：街路課】

議案第117号 工事請負契約の締結について（都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その5））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成する都市計画道路高橋細谷線の道路改良事業の推進を図るため、本橋りょうを整備する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その5）
- 2 契約金額 581,900,000円
- 3 相手方 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 石黒 泰之
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市竜宮町ほか地内
- 2 工事概要 新設橋下部工 橋脚1基
- 3 完成予定日 令和2年7月31日

【担当課：街路課】

議案第118号 工事請負契約の変更について（都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その2））

【要旨】

既設橋脚の仮締切工の施工方法の変更等により、契約金額について変更契約を締結する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その2）
- 2 契約金額
変更前金額 972,972,000円
変更後金額 1,080,895,200円
増減額 107,923,200円
- 3 相手方 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 石黒 泰之

【備考】

- 1 当初契約日 平成30年6月25日
- 2 工事場所 豊田市竜宮町ほか地内
- 3 変更前工事概要
(1) 新設橋下部工 橋脚1基
(2) 既設橋下部工耐震補強 橋脚1基
- 4 変更内容
(1) 既設橋脚の仮締切工の施工方法の変更
ア ウォータージェット併用施工 → オーガ併用施工
イ 鋼矢板の打込みの試験施工を行ったところ、締め固まった大小の玉石の堆積層において打込みができず、施工方法を変更する必要が生じたため
(2) 作業ヤード設置範囲の変更
ア 3,000㎡ → 5,100㎡
イ 国が受託し施工する予定であった右岸堤防部の橋脚設置工事が、国との協議により市の施工となり、作業ヤードを一体的に設置することとしたため
(3) 河川内の既設構造物の撤去の追加
ア 0㎡ → 86㎡
イ 河川水面下の既設構造物を潜水調査等により事前確認を行ったところ、施工の支障となることが判明したため
- 5 完成予定日 令和2年7月31日

【担当課：街路課】

議案第119号 財産の取得について（豊田市役所本庁舎電話設備）

【要旨】

市民への行政サービスの提供を維持するため、豊田市役所本庁舎の電話設備を取得する。

1 取得する財産

(1) 種 別 電話設備

(2) 数 量 一式

2 取得価格 129,800,000円

3 相手方 名古屋市中区大須四丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長 山本 尚樹

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約

【備考】

供給予定期限 令和2年3月17日

【担当課：財産管理課】

議案第120号 財産の取得について（豊田市梅坪浄水運動広場用地及び附帯設備（高原町地内））

【要旨】

スポーツの振興及び健康の増進を図るため、豊田市梅坪浄水運動広場の整備に必要な用地及び附帯設備を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 土地及び附帯設備
- (2) 面積 24,876.45平方メートル
- (3) 設備内容 駐車場、防球ネット、夜間照明設備等
- (4) 所在地 豊田市高原町七丁目20番 ほか25筆

2 取得価格 1,843,157,872円

3 相手方 豊田市西町三丁目60番地
豊田市土地開発公社
理事長 杉山 基明

【備考】

1 取得単価 74,092円/m²

2 参考図 40ページ

【担当課：スポーツ課】

議案第121号 財産の取得について（豊田地域医療センター超電導磁気共鳴画像診断装置）

【要旨】

市民の健康保持及び医療体制の充実を図るため、超電導磁気共鳴画像診断装置を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種別 豊田地域医療センター超電導磁気共鳴画像診断装置
(2) 数量 一式

2 取得価格 182,600,000円

3 相手方 名古屋市昭和区御器所二丁目19番5号
協和医科器械株式会社 名古屋支店
支店長 齋藤 大樹

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

1 物件概要

ガントリ本体（1.5テスラ）、患者撮影テーブル、操作コンソール、ソフトウェア、周辺機器等

2 供給予定期限

令和2年12月28日

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第122号 財産の取得について（豊田地域医療センター厨房設備機器）

【要旨】

市民の健康保持及び医療体制の充実を図るため、豊田地域医療センターの厨房設備機器を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 豊田地域医療センター厨房設備機器
- (2) 数 量 一式

2 取得価格 74,800,000円

3 相手方 豊田市土橋町八丁目71番地1
ホシザキ東海株式会社 豊田営業所
所長 浦山 智弘

4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

1 物件概要

保存設備、下調理設備、主調理設備、配膳設備、下膳・洗浄設備及び衛生管理設備

2 供給予定期限

令和2年12月28日

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第123号 財産の取得について（基幹バス）

【要旨】

老朽化した基幹バスの更新により安全安心なバス運行に寄与するとともに、バス運行のサービス拡充を図るため、バス車両を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 ノンステップバス
- (2) 数 量 8台（大型ハイブリッド1台、中型7台）

2 取得価格 218,076,540円

3 相手方 豊田市伊保町大鳥居28番地
愛知日野自動車株式会社 豊田営業所
所長 川村 啓之

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約

【備考】

1 物件概要

ノンステップバスの定員

- ア 大型 76人 1台
- イ 中型 60人 2台
- ウ 中型 57人 5台

2 供給予定期限

令和2年1月31日

【担当課：交通政策課】

4 同意

同意第5号 教育委員会委員の選任について

【要旨】

教育委員会委員として次の者を選任する。

選任する者

榑原昌子（新任）

【備考】

神崎恭紀委員が令和元年10月2日付けで任期満了となるため

【担当課：教育政策課】

5 参考図



凡	例
取得箇所	

6 参考資料

報告第8号 経営状況の報告について（事業報告及び決算）

単位＝千円（注：千円未満の端数は切捨て）

法人名	上段	正味財産増減計算書 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)			貸借対照表 (平成31年3月31日現在)		
		収益合計	費用合計	当期増減額	資産	負債	(うち基本財産) 正味財産
	下段	主要事業(平成30年4月1日～平成31年3月31日)					
1 豊田市土地開発公社		(収入合計) 1,827,132	(支出合計) 1,823,520	(当期純利益) 3,611	5,936,009	4,311,211	(10,000) 1,624,798
		(1) 公有地取得事業(市道豊田刈谷6号線ほか2路線始め10事業) (2) 土地造成(梅坪台運動広場始め6事業)					
2 豊田市学校給食協会		3,142,008	3,142,008	0	366,285	356,285	(10,000) 10,000
		(1) 給食用物資の調達事業(取扱高2,360,608千円) (2) 平和、中部、北部及び南部給食センター並びに豊田特別支援学校の調理に関する事業(年間5,786千食分)					
3 豊田地域医療センター		4,302,623	4,302,256	366	1,927,007	1,791,095	(10,000) 135,912
		(1) 病院事業(外来・入院診療、保健予防及び在宅療養支援) (2) 看護師養成事業					
4 豊田都市交通研究所		123,902	139,390	△15,487	3,493,218	37,405	(3,000,000) 3,455,813
		(1) 自主研究事業(高齢運転者の増加を考慮した安全・安心なモビリティ実現を目指した研究始め13事業) (2) 受託研究事業(鞍ヶ池地域タクシー実証実験の評価と新地域での実証実験計画策定業務委託始め25事業)					
5 豊田市文化振興財団		2,599,565	2,591,132	8,432	1,340,963	782,353	(382,435) 558,609
		(1) 文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業 (2) 文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業					
6 豊田市体育協会		587,586	593,618	△6,032	769,654	134,978	(589,900) 634,676
		(1) 第39回豊田マラソン大会の開催等、スポーツ振興事業の実施 (2) スポーツ施設の運営及び管理					
7 豊田市水道サービス協会		(収入合計) 400,635	(支出合計) 368,499	(次期繰越収支差額) 32,135	237,396	121,631	(100,000) 115,764
		(1) 水道漏水防止に関する業務(水道事故の監視及び漏水修繕) (2) 水道事業に関する工事等(量水器取替等、開閉栓及び給水装置工事現地調査)					
8 豊田市国際交流協会		48,401	50,089	△1,687	1,147,619	18,294	(1,026,570) 1,129,324
		(1) ラグビーワールドカップ2019™に向けた外国人おもてなし事業の開催 (2) 「国際の日」関連事業の開催					

単位＝千円（注：千円未満の端数は切捨て）

法人名	上段	正味財産増減計算書 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)			貸借対照表 (平成31年3月31日現在)		
		収益合計	費用合計	当期増減額	資産	負債	(うち基本財産) 正味財産
		主要事業(平成30年4月1日～平成31年3月31日)					
9 豊田加茂環境整備 公社		904,571	575,496	329,074	10,917,969	6,109,202	(100,000) 4,808,766
		(1) 廃棄物の最終処分事業 (2) 豊田市緑のリサイクルセンター受託事業					
10 高橋記念美術文化 振興財団		9,792	9,588	203	1,227,997	9,257	(1,040,030) 1,218,740
		(1) 作品の保管・貸出し及び展覧会開催支援事業 (2) 教育普及活動事業(美術館コンサート、機関紙発行等)					
11 豊田市駅東開発 株式会社		(収入合計) 1,050,440	(支出合計) 1,037,753	(当期純利益) 12,686	726,961	246,153	(56,200) 480,807
		(1) ギャザビル管理事業 (2) 商業床の管理運営事業					
12 豊田まちづくり 株式会社		(収入合計) 2,838,571	(支出合計) 2,774,191	(当期純利益) 64,380	5,520,336	4,190,761	(490,900) 1,329,574
		(1) 豊田市駅西口市街地再開発ビル及び中心市街地駐車場管理運営事業 (2) 中心市街地まちづくり事業					
13 株式会社 豊田ほっとかん		(収入合計) 647,591	(支出合計) 660,602	(当期純利益) △13,011	1,980,317	1,309,079	(200,000) 671,238
		(1) 有料老人ホームの管理運営事業 (2) 温浴施設じゅわじゅわの管理運営事業					
14 豊田市駅前開発 株式会社		(収入合計) 597,394	(支出合計) 562,514	(当期純利益) 34,880	1,247,650	224,974	(52,200) 1,022,675
		豊田参合館共用部管理受託事業					
15 株式会社 豊田スタジアム		(収入合計) 1,140,881	(支出合計) 1,112,525	(当期純利益) 28,356	605,267	247,718	(100,000) 357,548
		(1) 場内広告及びスーパールームの販売事業 (2) レストラン及び売店の経営事業					
16 豊田市駅前通り南 開発株式会社		(収入合計) 668,498	(支出合計) 549,674	(当期純利益) 118,823	2,390,316	931,407	(300,000) 1,458,909
		(1) コモ・スクエア管理事業 (2) コモ・スクエアの自社所有床及び運用受託床の管理運営事業					
17 株式会社とよた山里 ホールディングス		(収入合計) 60,011	(支出合計) 56,161	(当期純利益) 3,849	441,044	5,801	(68,000) 435,243
		事業子会社に対する経営指導及び経理、人事等の管理					
18 ツーリズムとよた		148,026	147,169	857	66,782	10,285	(50,000) 56,496
		(1) 観光資源開発事業 (2) プロモーション事業					

備考

- 1 豊田市土地開発公社の正味財産増減計算書については「正味財産増減計算書」を「損益計算書」と、貸借対照表については「正味財産」を「純財産」と、「基本財産」を「資本金」と読み替えるものと

- する。
- 2 豊田市水道サービス協会の正味財産増減計算書については、「正味財産増減計算書」を「収支計算書」と読み替えるものとする。
 - 3 株式会社の正味財産増減計算書については、「正味財産増減計算書」を「損益計算書」と読み替えるものとする。なお、収入合計は営業収益、営業外収益及び特別利益を、支出合計は営業費用、営業外費用、特別損失及び法人税等を合算している。
 - 4 株式会社の貸借対照表については、「正味財産」を「純資産」と、「基本財産」を「資本金」と読み替えるものとする。

令和元年 9 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	平成 30 年度健全化判断比率・資金不足比率	1
2	平成 30 年度一般会計・特別会計決算	7
3	平成 30 年度水道事業会計決算	13
4	平成 30 年度下水道事業会計決算	17
5	平成 30 年度豊田みよし広域計画策定協議会決算	21
6	令和元年度一般会計・特別会計補正予算（9 月補正）	25

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和元年 8 月 22 日

平成30年度

健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率・資金不足比率

(単位：%)

区 分		平成30年度	平成29年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全化判断比率	実質赤字比率	— (-5.54)	— (-3.37)	11.25	20.00
	連結実質赤字比率	— (-21.81)	— (-16.72)	16.25	30.00
	実質公債費比率	3.1	3.4	25.0	35.0
	将来負担比率	— (-85.0)	— (-56.0)	350.0	/

(単位：%)

区 分		平成30年度	平成29年度	経営健全化 基準
資金不足比率	都市計画事業土地 区画整理特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	20.0
	分譲住宅建設事業 特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	
	卸売市場特別会計	— (-10.1)	— (-21.8)	
	産業用地造成事業 特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	
	水道事業会計	— (-150.5)	— (-160.2)	
	下水道事業会計	— (-70.8)	— (-80.9)	

備考 各欄の「—」表記は、「比率なし」となったものであり、括弧内に参考としてその値を併記する。

実質赤字比率・連結実質赤字比率

(単位：千円・%)

区 分	実質赤字額 (A) ※1	標準財政規模 (B)	比 率 ※1 (A)/(B)*100	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率 ※2	-5,841,040	105,294,972	-5.54	11.25	20.00
連結実質赤字比率 ※3	-22,965,982	105,294,972	-21.81	16.25	30.00

※1 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字額」、「実質赤字比率」、
「連結実質赤字比率」は負の値となる。

※2 一般会計、水道水源保全事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が対象。

※3 一般会計、財産区を除く特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計が対象。

資金不足比率

(単位：千円・%)

区 分 ※1	資金不足額 (A) ※2	事業の規模 (B) ※3	比 率 ※2 (A)/(B)*100	経 営 健 全 化 基 準
都市計画事業土地 区画整理特別会計	-10,504	10,504	-100.0	20.0
分譲住宅建設 事業特別会計	-1,289	1,289	-100.0	
卸売市場特別会計	-10,197	100,572	-10.1	
産業用地造成事業 特別会計	-1,399	1,399	-100.0	
水道事業会計	-12,823,162	8,515,261	-150.5	
下水道事業会計	-3,037,242	4,288,460	-70.8	

※1 資金不足比率の対象となるのは、地方公営企業法第2条または地方財政法施行令第46条に規定する
事業

※2 会計の資金収支が黒字である場合、「資金不足額」、「資金不足比率」は負の値となる。

※3 都市計画事業土地区画整理・分譲住宅建設事業特別会計・産業用地造成事業については「実質黒字額
＋土地収入見込額」、その他の会計は「営業収益の額－受託工事収益の額」

実質公債費比率

(単位：千円・%)

年 度	元利償還金額 (A) ※1	公営企業地方債 償還充当分 (B) ※2	一部事務組合等 地方債償還充当分 (C) ※3	公債費に準ずる 債務負担行為 (D)	一時借入金利子 (E)
平成28年度	13,345,546	3,025,244	0	347,351	0
平成29年度	12,537,633	2,444,369	0	347,647	0
平成30年度	12,172,605	2,408,129	0	347,951	0

年 度	準元利償還金 (B)～(E)の計 (F)	公債費充当 特定財源 (G) ※4	基準財政需要額 算入額 (H) ※5	(A)+(F) -(G)-(H) (I)	標準財政規模 (J)
平成28年度	3,372,595	741,157	11,067,823	4,909,161	144,885,598
平成29年度	2,792,016	717,158	10,727,885	3,884,606	149,117,566
平成30年度	2,756,080	2,391,937	9,545,910	2,990,838	105,294,972

年 度	(J)-(H) (K)	(I)/(K)*100	実質公債費比率 (3か年平均)	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成27年度	133,817,775	3.66854	3.1	25.0	35.0
平成28年度	138,389,681	2.80701			
平成29年度	95,749,062	3.12362			

※1 繰上償還額の元金にかかる分を除く。

※2 公営企業（水道事業、下水道事業）に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金。平成28年度は簡易水道事業を含む。

※3 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金

※4 元利償還金・準元利償還金に充当可能な歳入

※5 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担比率

(単位：千円・%)

地方債の現在高 (A)	債務負担行為に 基づく支出予定額 (B)	公営企業債等 繰入見込額 (C) ※1	組合等負担等見込額 (D)	退職手当負担見込額 (E)
50,960,154	7,817,116	26,859,546	0	19,690,335

設立法人の負担額 等負担見込額 (F)	連結実質赤字額 (G)	将来負担額 (A)～(G)の計 (H)
0	0	105,327,151

充当可能基金 (I)	充当可能特定歳入 (J)	基準財政需要額 算入見込額 (K)	充当可能財源等 (I)～(K)の計 (L)
101,893,490	13,086,350	71,757,238	186,737,078

標準財政規模 (M)	算入公債費等の額 (N)	将来負担比率 $((H)-(L))/((M)-(N))*100$	早期健全化 基準
105,294,972	9,545,910	-85.0	350.0

※1 公営企業（水道事業、下水道事業）の地方債の元金償還に充てる一般会計からの負担等見込額

平成30年度

豊田市 一般会計 特別会計 決算資料

<平成30年度>

(一般会計・特別会計)

会計名		歳入総額	歳出総額	差引額	
一般会計		191,632,928	178,050,009	13,582,919	
特別 会 計	国民健康保険	36,233,912	35,673,704	560,208	
	都市計画事業 土地区画整理	土橋	3,868,211	2,373,801	1,494,410
		寺部	2,228,364	1,220,981	1,007,383
		花園	3,979,622	2,698,825	1,280,797
	分譲住宅建設事業	6,224	4,935	1,289	
	卸売市場	218,837	208,640	10,197	
	水道水源保全事業	50,543	49,676	867	
	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業	67,254	59,831	7,423	
	介護保険事業	23,349,384	22,680,715	668,669	
	財産区	盛岡	4,605	3,898	707
		賀茂	8,352	7,686	666
	後期高齢者医療	4,841,432	4,801,688	39,744	
	産業用地造成事業	750,768	184,596	566,172	
小計	75,607,508	69,968,976	5,638,532		
合計		267,240,436	248,018,985	19,221,451	

歳入歳出決算額一覧表

(単位:千円)

翌年度へ繰り越すべき財源			実質収支 (A)	単年度収支 (A)-(B)	29年度 実質収支(B)
継続費繰越し	明許費繰越し	事故繰越し			
2,864,669	4,880,065		5,838,185	840,009	4,998,176
			560,208	△ 1,394,361	1,954,569
1,492,528			1,882	△ 43,487	45,369
1,000,277			7,106	5,301	1,805
1,279,281			1,516	△ 672	2,188
			1,289	△ 4,776	6,065
			10,197	△ 11,981	22,178
			867	△ 14	881
			7,423	△ 42,922	50,345
			668,669	△ 126,898	795,567
			707	114	593
			666	△ 519	1,185
			39,744	8,824	30,920
564,773			1,399	615	784
4,336,859	0	0	1,301,673	△ 1,610,776	2,912,449
7,201,528	4,880,065	0	7,139,858	△ 770,767	7,910,625

(一般会計) 歳入決算額 前年度比較表

	H30年度	H29年度	差額
個人市民税	323.0億	320.8億	2.2億
法人市民税	330.7億	184.1億	146.6億
固定資産税	362.8億	406.1億	△43.3億
事業所税	72.7億	71.9億	0.8億
都市計画税	40.4億	39.8億	0.6億

(単位:千円・%)

款	年度	平成30年度	平成29年度	増減額	伸率
1	市 税	116,680,140	106,007,526	10,672,614	10.1
2	地 方 譲 与 税	1,195,481	1,184,680	10,801	0.9
3	利 子 割 交 付 金	165,365	159,530	5,835	3.7
4	配 当 割 交 付 金	471,257	545,033	△ 73,776	△ 13.5
5	株式等譲渡所得割交付金	357,791	526,756	△ 168,965	△ 32.1
6	地方消費税交付金	8,629,343	8,416,534	212,809	2.5
7	ゴルフ場利用税交付金	361,837	368,561	△ 6,724	△ 1.8
8	自動車取得税交付金	688,793	631,756	57,037	9.0
9	地方特例交付金	369,152	308,308	60,844	19.7
10	地方交付税	3,964,414	5,016,579	△ 1,052,165	△ 21.0
11	交通安全対策特別交付金	60,468	64,582	△ 4,114	△ 6.4
12	分担金及び負担金	424,365	408,793	15,572	3.8
13	使用料及び手数料	3,259,367	3,185,201	74,166	2.3
14	国 庫 支 出 金	17,308,111	23,367,883	△ 6,059,772	△ 25.9
15	県 支 出 金	8,917,912	9,570,715	△ 652,803	△ 6.8
16	財 産 収 入	563,822	637,595	△ 73,773	△ 11.6
17	寄 附 金	26,981	20,241	6,740	33.3
18	繰 入 金	5,316,219	10,871,927	△ 5,555,708	△ 51.1
19	繰 越 金	8,607,677	8,803,211	△ 195,534	△ 2.2
20	諸 収 入	9,999,333	6,996,605	3,002,728	42.9
21	市 債	4,265,100	6,038,400	△ 1,773,300	△ 29.4
	歳 入 合 計	191,632,928	193,130,416	△ 1,497,488	△ 0.8

(一般会計) 歳出決算額 前年度比較表

(単位:千円・%)

款	年度	平成30年度	平成29年度	増減額	伸率
1	議会費	853,622	859,745	△ 6,123	△ 0.7
2	総務費	19,702,817	21,688,184	△ 1,985,367	△ 9.2
3	民生費	52,617,266	53,215,890	△ 598,624	△ 1.1
4	衛生費	14,127,185	14,329,019	△ 201,834	△ 1.4
5	労働費	317,924	257,430	60,494	23.5
6	農林水産業費	2,636,611	2,679,780	△ 43,169	△ 1.6
7	商工費	4,249,888	5,279,946	△ 1,030,058	△ 19.5
8	土木費	33,152,046	41,116,446	△ 7,964,400	△ 19.4
9	消防費	7,571,455	7,416,724	154,731	2.1
10	教育費	30,155,438	24,885,634	5,269,804	21.2
11	災害復旧費	341,336	256,308	85,028	33.2
12	公債費	12,295,903	12,537,633	△ 241,730	△ 1.9
13	諸支出金	28,518	0	28,518	皆増
14	予備費	0	0	0	-
	歳出合計	178,050,009	184,522,739	△ 6,472,730	△ 3.5

(一般会計) 歳出決算額 年次別比較表(性質別)

(単位:千円・%)

区分	年度	平成30年度		平成29年度		増減額
			構成比		構成比	
人件費		29,337,285	16.5	29,085,785	15.8	251,500
物件費		30,410,287	17.1	29,639,420	16.1	770,867
維持補修費		1,285,857	0.7	1,159,536	0.6	126,321
扶助費		29,346,173	16.5	29,197,082	15.8	149,091
補助費等		16,388,928	9.2	19,318,706	10.5	△ 2,929,778
公債費		12,295,903	6.9	12,537,633	6.8	△ 241,730
積立金		6,254,934	3.5	4,858,278	2.6	1,396,656
投資及び出資金		900,000	0.5	1,011,000	0.5	△ 111,000
貸付金		560,000	0.3	1,531,000	0.8	△ 971,000
繰出金		12,519,212	7.0	14,383,253	7.8	△ 1,864,041
普通建設事業費		38,385,897	21.6	41,527,607	22.5	△ 3,141,710
	うち人件費	1,245,535	0.7	1,358,419	0.7	△ 112,884
災害復旧事業費		365,533	0.2	273,439	0.2	92,094
	うち人件費	33,108	0.0	25,923	0.0	7,185
失業対策事業費		0	-	0	-	0
歳出合計		178,050,009	100.0	184,522,739	100.0	△ 6,472,730

平成30年度

豊田市水道事業会計決算資料

平成 30 年 度 水 道

収益的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引
11,516,799,200	10,814,638,256	702,160,944
(前年度 11,617,442,401)	(同 10,802,060,472)	(同 815,381,929)

資本的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引	繰 越
			地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額
1,720,595,750	6,876,389,413	△ 5,155,793,663	2,944,757,023
(前年度 1,102,345,937)	(同 6,138,804,583)	(同 △ 5,036,458,646)	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,155,793,663円は、当年度分消費税及び地方留保資金 4,599,921,405円で補填した。

事業会計決算書

(単位：円)

繰越額	同左財源	備考
地方公営企業法 第26条第2項 の規定による繰越額	—	
0	0	収入には仮受消費税及び地方消費税 691,728,824円を含む。 支出には仮払消費税及び地方消費税 334,321,353円を含む。

(単位：円)

額	同左財源			備考
	国県補助金	工事等分担金	損益勘定 留保資金等	
継続費 通次繰越額				
395,376,040	0	1,145,083,560	2,195,049,503	収入には仮受消費税及び地方 消費税 53,928,542円を含む。 支出には仮払消費税及び地方 消費税 380,234,127円を含む。

消費税資本的収支調整額 281,143,387円、減債積立金 274,728,871円及び過年度分損益勘定

平成30年度

豊田市下水道事業会計決算資料

平成 30 年 度 下 水 道

収益的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引
8,869,896,407	8,229,704,316	640,192,091
(前年度 8,682,092,453)	(同 8,099,483,372)	(同 582,609,081)

資本的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引	繰 越
			地方公営企業法 第 26 条の規定 による繰越額
4,583,639,431	8,928,877,334	△ 4,345,237,903	3,073,883,000
(前年度 4,137,804,693)	(同 7,435,531,516)	(同 △ 3,297,726,823)	

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 121,600,000円を除く。）が
 整額 295,511,829円、繰越工事資金 367,212,000円、減債積立金 384,368,981円、過年度分損

事業会計決算書

(単位：円)

繰越額	同左財源	備考
地方公営企業法 第26条第2項 の規定による繰越額	—	
0	0	収入には仮受消費税及び地方消費税 301,637,333円を含む。 支出には仮払消費税及び地方消費税 165,795,114円を含む。

(単位：円)

額	同左財源			備考
	国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金等	
継続費 通次繰越額				
40,200,000	732,780,000	1,376,100,000	1,005,203,000	翌年度繰越額に係る財源充当額 121,600,000円 収入には仮受消費税及び地方 消費税 336円を含む。 支出には仮払消費税及び地方 消費税 415,274,777円を含む。

資本的支出額に不足する額 4,466,837,903円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調
益勘定留保資金 2,766,925,754円及び当年度分損益勘定留保資金 652,819,339円で補填した。

平成30年度

豊田みよし広域計画策定協議会決算資料

歳入歳出決

	歳入総額	歳出総額	差引額
合 計	40,535	0	40,535

歳入歳出決算額

<歳入>

(単位：円・%)

款	年度	平成30年度	平成29年度	増減額	伸率
1	負担金	0	0	0	—
2	繰越金	40,535	40,535	0	0.0
3	諸収入	0	0	0	—
	計	40,535	40,535	0	0.0

算額一覧表

(単位：円・%)

翌年度へ繰り越すべき財源			30年度 実質収支	単年度 収支	29年度 実質収支
継続費繰越し	明許費繰越し	事故繰越し			
0	0	0	40,535	0	40,535

前年度比較表

<歳出>

(単位：円・%)

款	年度	平成30年度	平成29年度	増減額	伸率
1	事業費	0	0	0	—
2	予備費	0	0	0	—
	計	0	0	0	—

令和元年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(9月補正)

令和元年度9月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	185,279,000	2,776,000	188,055,000	71.8	72.1	議案第112号		
特 別 会 計	国民健康保険	35,368,203		35,368,203	13.7	13.6		
	土地区画整理	土橋	1,577,619		1,577,619	0.6	0.6	
		寺部	1,118,561		1,118,561	0.4	0.4	
		花園	3,421,071		3,421,071	1.3	1.3	
	分譲住宅建設	6,372		6,372	0.0	0.0		
	卸売市場	249,157		249,157	0.1	0.1		
	水道水源保全	82,105		82,105	0.0	0.0		
	母子父子寡婦福祉	37,776		37,776	0.0	0.0		
	介護保険	25,052,775	0	25,052,775	9.7	9.6	議案第113号	
	財 産 区	盛岡	4,846		4,846	0.0	0.0	
		賀茂	7,829		7,829	0.0	0.0	
	後期高齢者医療	5,042,591		5,042,591	2.0	1.9		
	産業用地造成	934,219		934,219	0.4	0.4		
	小 計	72,903,124		72,903,124	28.2	27.9		
合 計 (一般会計+特別会計)	258,182,124	2,776,000	260,958,124	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	13,784,502		13,784,502	—	—	
		支出	19,038,622		19,038,622	—	—	
	下 水 道 事 業	収入	12,326,575		12,326,575	—	—	
		支出	15,454,755		15,454,755	—	—	
	支 出 合 計	34,493,377		34,493,377	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	292,675,501	2,776,000	295,451,501	—	—			

令和元年度9月補正

一般会計

(議案第112号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	116,370,620	0	116,370,620	62.8	61.9	
2 地 方 譲 与 税	1,206,000	0	1,206,000	0.6	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	95,000	0	95,000	0.0	0.1	
4 配 当 割 交 付 金	473,000	0	473,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	359,000	0	359,000	0.2	0.2	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,392,000	0	8,392,000	4.5	4.5	
7 ゴルフ場利用税交付金	349,000	0	349,000	0.2	0.2	
8 自動車取得税交付金	374,000	0	374,000	0.2	0.2	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	145,000	0	145,000	0.1	0.1	
10 地 方 特 例 交 付 金	784,818	0	784,818	0.4	0.4	
11 地 方 交 付 税	2,000,000	0	2,000,000	1.1	1.1	
12 交通安全対策特別交付金	62,000	0	62,000	0.0	0.0	
13 分 担 金 及 び 負 担 金	273,017	0	273,017	0.1	0.1	
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,883,502	0	2,883,502	1.6	1.5	
15 国 庫 支 出 金	21,053,928	86,316	21,140,244	11.4	11.2	
16 県 支 出 金	9,894,520	4,709	9,899,229	5.3	5.3	
17 財 産 収 入	510,767	0	510,767	0.3	0.3	
18 寄 附 金	3,903	0	3,903	0.0	0.0	
19 繰 入 金	2,880,327	0	2,880,327	1.6	1.5	
20 繰 越 金	2,469,739	2,684,975	5,154,714	1.3	2.7	
21 諸 収 入	5,698,859	0	5,698,859	3.1	3.0	
22 市 債	9,000,000	0	9,000,000	4.9	4.8	
合 計	185,279,000	2,776,000	188,055,000	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
15 国庫支出金	86,316	個人番号カード交付 事務費補助金	20,866	9,134	30,000
		連続立体交差事業費補助金	77,000	0	77,000
		社会資本整備総合交付金 連続立体交差事業費補助金	△ 11,550	11,550	0
16 県支出金	4,709	あいち森と緑づくり身近な 里山林整備事業交付金	2,169	0	2,169
		人・農地問題解決 加速化支援補助金	2,540	0	2,540
20 繰越金	2,684,975	前年度繰越金	2,684,975	2,469,739	5,154,714
合 計	2,776,000				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 議会費	890,109	0	890,109	0.5	0.5	
2 総務費	18,402,439	434,851	18,837,290	9.9	10.0	
3 民生費	60,373,249	49,422	60,422,671	32.6	32.1	
4 衛生費	17,185,329	0	17,185,329	9.3	9.1	
5 労働費	162,641	0	162,641	0.1	0.1	
6 農林水産業費	2,844,930	31,580	2,876,510	1.5	1.5	
7 商工費	5,369,809	0	5,369,809	2.9	2.9	
8 土木費	35,007,759	183,400	35,191,159	18.9	18.7	
9 消防費	7,641,879	222,500	7,864,379	4.1	4.2	
10 教育費	27,194,155	1,854,247	29,048,402	14.7	15.5	
11 災害復旧費	243,040	0	243,040	0.1	0.1	
12 公債費	9,733,661	0	9,733,661	5.3	5.2	
13 諸支出金	30,000	0	30,000	0.0	0.0	
14 予備費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合計	185,279,000	2,776,000	188,055,000	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
2 総務費	434,851	後付け安全運転支援装置 設置費補助金	36,000	0	36,000
		小原地域交流館施設整備費	118,000	0	118,000
		足助地域交流館施設整備費	105,000	0	105,000
		松平コミュニティセンター 施設整備費	24,300	0	24,300
		里山林整備事業費	2,169	0	2,169
		下山地域観光交流推進費	4,500	0	4,500
		旭支所施設整備費	119,400	6,726	126,126
		稲武地域観光交流推進費	4,500	3,000	7,500
		個人番号カード交付事務費	20,982	101,113	122,095
3 民生費	49,422	温浴施設整備費	49,422	0	49,422
6 農林水 産業費	31,580	人・農地プラン（地域農業 マスタープラン）推進費	6,536	52	6,588
		と畜場施設等整備費補助金	25,044	15,430	40,474
8 土木費	183,400	公共建築物設計費	5,400	34,114	39,514
		二輪車駐車場施設整備費	59,000	38	59,038
		名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	119,000	288,627	407,627
9 消防費	222,500	詰所・格納庫整備費	84,100	3,235	87,335
		南消防署建設費	80,500	0	80,500
		水防対策費	17,900	0	17,900
		避難場所対策整備費	40,000	19,835	59,835
10 教育費	1,854,247	2020東京オリンピック・ パラリンピック準備費	9,789	0	9,789
		柳川瀬公園施設整備費	1,300	24,865	26,165
		（仮）梅坪台運動広場 施設整備費	1,843,158	604	1,843,762
合計	2,776,000				

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 地域振興費	小原交流館ホール改修事業	118,000
		足助交流館バリアフリー化整備事業	84,000
		公共下水道接続事業 (足助交流館外2施設)	21,000
		松平コミュニティセンター トイレ改修事業	24,300
		旭支所空調等改修事業	119,400
8 土木費	1 土木管理費	公共建築物設計事業	5,400
	2 道路橋りょう費	橋りょう耐震補強事業 (東梅坪橋)	254,000
	3 交通安全施設費	土橋駅南第3駐輪場整備事業	59,000
	5 都市計画費	特定道路改良促進事業 (豊田北バイパス関連 市道上小田東小笹線)	18,500
9 消防費	1 消防費	詰所格納庫整備事業 (乙部詰所格納庫外5施設)	78,200
		公共下水道接続事業 (上丘詰所格納庫外1施設)	5,900
		南消防署車庫棟整備事業	80,500
		小原水防倉庫整備事業	17,900
		畝部小学校緊急避難用 屋外階段整備事業	40,000
10 教育費	8 文化体育費	柳川瀬公園マレットゴルフ場 トイレ改修設計事業	1,300

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
後 退 用 地 整 備 事 業	令和2年度	40,000
道 路 側 溝 修 繕 事 業	令和2年度	100,000
地 域 道 路 側 溝 修 繕 事 業	令和2年度	100,000
路 面 舗 装 修 繕 事 業	令和2年度	320,000
地 域 路 面 舗 装 修 繕 事 業	令和2年度	50,000
防 災 ラ ジ オ 取 得 事 業	令和2年度	20,000

地方債補正（変更）

（単位：千円）

起 債 の 目 的	補 正 前 額	補 正 後 額
地 域 振 興 事 業 費	192,300	204,400
農 地 事 業 費	44,900	29,800
林 業 事 業 費	37,100	27,600
道 路 橋 り ょ う 事 業 費	1,479,800	1,294,100
交 通 安 全 施 設 事 業 費	118,600	136,000
河 川 事 業 費	448,900	441,000
都 市 計 画 事 業 費	3,718,500	3,800,100
消 防 事 業 費	210,200	181,700
中 学 校 事 業 費	161,200	567,500
特 別 支 援 学 校 事 業 費	156,600	126,500
学 校 教 育 事 業 費	2,063,600	1,792,400
社 会 教 育 事 業 費	110,300	140,500
文 化 体 育 事 業 費	224,200	224,600

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	31,893,529	0	31,893,529	17.2	16.9	
物 件 費	34,273,057	27,518	34,300,575	18.5	18.2	
維 持 補 修 費	3,123,966	0	3,123,966	1.7	1.7	
扶 助 費	32,087,436	0	32,087,436	17.3	17.1	
補 助 費 等	21,587,851	54,789	21,642,640	11.6	11.5	
普通建設事業費	39,900,970	2,693,693	42,594,663	21.5	22.6	
災害復旧事業費	243,040	0	243,040	0.1	0.1	
公 債 費	9,733,661	0	9,733,661	5.3	5.2	
積 立 金	125,078	0	125,078	0.1	0.1	
投資及び出資金	1,120,000	0	1,120,000	0.6	0.6	
貸 付 金	490,000	0	490,000	0.3	0.3	
繰 出 金	10,500,412	0	10,500,412	5.7	5.6	
予 備 費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合 計	185,279,000	2,776,000	188,055,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第113号 介護保険事業	債務負担行為補正（追加）		
	事 項	期 間	限 度 額
	要介護認定調査委託事業 （ そ の 2 ）	令和2年度	46,900

令和元年 9 月市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

議決案件 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和元年 9 月 3 日

議決

議案第124号 工事請負契約の締結について（豊田市役所南庁舎空調設備改修工事）

【要旨】

庁舎の安全安心で快適な環境を確保するとともに、省エネルギー化を図るため、老朽化した空調設備を改修する。

- 1 契約目的 豊田市役所南庁舎空調設備改修工事
- 2 契約金額 1,020,800,000円
- 3 相手方 川崎・三河建設共同企業体
代表者 名古屋市中区大須一丁目6番47号
川崎設備工業株式会社 中部支社
執行役員支社長 田中 正義
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市西町地内
- 2 工事概要
(1) 空調設備改修工事 一式
(2) 附帯建築工事 一式
(3) 附帯電気工事 一式
- 3 完成予定日 令和4年2月28日

【担当課：財産管理課】